

別表三（第二十八条関係）

種 別	金 額	備 考
入学検定料	三〇、〇〇〇円	入学願書に添えて納入する。
入学料	二二〇、〇〇〇円	入学手続時に納入する。
授業料		
家政科福祉情報専攻	六九二、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。
家政科食物栄養専攻	六九二、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。
幼児教育学科	六九二、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。
生活芸術科	八六二、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。
音楽科	九六二、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。
文化学科	六九二、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。

別表四（第六十二条関係）

種 別	金 額	備 考
入学検定料	一〇、〇〇〇円	入学願書に添えて納入する。
入学料	二二〇、〇〇〇円	入学手続時に納入する。（本学卒業者は納入不要）
授業料	六九二、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。

第八章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第二十八条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表三のとおりとする。

第二十九条 授業料は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第三十条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第三十条の二 第十条の二に規定する教員免許状及び各資格の取得を希望する者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費を納入しなければならない。

第三十一条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十一条の二 第二十三条の五第一項の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十二条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第三十三条 在学中において授業料及びその他納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第三十四条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認められた場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。